

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	還付システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	還付・充当処理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 宛名番号、4 世帯番号、5 生年月日、6 電話番号、7 性別、8 税目、9 調定年度、10 賦課年度、11 通知書番号、12 口座情報、13 期、14 過誤納額（調定額、督促手数料、延滞金）、15 加算金、16 充当額（調定額、督促手数料、延滞金、加算金）17 還付額（調定額、督促手数料、延滞金、加算金）、18 過誤納残	
記録範囲	納税義務者（過誤納対象者）	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、収納消込データ、口座データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税の賦課業務のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 車両情報、5 所有者情報、6 使用者情報、7 減免に関する情報、8 税額、9 軽自動車税の収納情報	
記録範囲	軽自動車等を所有若しくは使用し、定置場を市内に指定している者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人、代理人、同世帯の親族、相続人、軽自動車検査協会、東北運輸支局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	個人市民税・県民税及び森林環境税課税台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税及び森林環境税の賦課業務のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 続柄、6 住民年月日、7 消除日、8 所得に関する情報、9 控除に関する情報、10 勤務先等に関する情報、11 税額、12 個人市民税・県民税及び森林環境税の収納情報	
記録範囲	市民税・県民税申告書又は確定申告書を提出した者、給与支払報告書、年金支払報告書、法定調書で支払を受ける者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人、家族、代理人、税務署、給与等支払事業者、年金支払事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体、年金事務所等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課資産税係	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税賦課業務のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 住民区分、10 固定資産所在地番、11 固定資産所有状況、12 家屋評価状況、13 土地家屋登記情報、14 評価額、15 税額、16 納税状況、17 相続代表人・納税管理人情報	
記録範囲	八幡平市内の固定資産所有者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、官公庁(法務局等)、本人届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	口座管理システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の口座振替・振込を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 宛名番号、4 世帯番号、5 電話番号、6 住登外区分、7 世帯員、8 税目、9 異動事由、10 金融機関コード、11 金融機関、12 店舗、13 種別、14 口座番号、15 通帳記号、16 口座名義人、17 開始年月、18 終了年月、19 前納、20 受付日、21 処理日、22 メモ	
記録範囲	市税等の納付、還付・振込に係る口座情報を登録したもの	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人等から提出された依頼書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	指定金融機関及び収納代理金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入者に対し、国民健康保険税の賦課決定を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 続柄、6 世帯構成、7 資格情報、8 所得情報、9 税額、10 軽減区分、11 徴収方法、12 口座情報、13 電話番号	
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人届出、他市町村へ照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 八幡平市長	
	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	市税等電話納付案内業務対象者リスト	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の未納対象者への納付案内	
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 性別、8 調定年度、9 賦課年度、10 税目、11 通知書番号、12 期別、13 税額、14 納付額、15 未納額、16 納期限、17 督促発送日、18 領収日等、19 備考	
記録範囲	納税（納付）義務者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、収納消込データ、滞納データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	株式会社 N T T ネクシア	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	収納支援システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	市税の収納管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 宛名番号、7 世帯番号、8 世帯員・関連者、9 税目、10 年度、11 通知書番号、12 調定額、13 納付額、14 未納額、15 未納経過、16 過誤納額、17 督促手数料・延滞金、18 不納欠損額、19 分納、20 領収日、21 督促発布日、22 時効日、23 催告発布日、24 還付充当日、25 納付区分、26 最終領収日、27 備考	
記録範囲	納税（納付）義務者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、納税（納付）義務者、収納消込データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長	
	（所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の滞納整理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 宛名番号、7 世帯番号、8 世帯員・関連者、9 税目、10 年度、11 通知書番号、12 調定額、13 納付額、14 納期未到来額、15 滞納額、16 過誤納額、17 督促手数料・延滞金額、18 不納欠損額、19 分納情報、20 領収日、21 督促発布日、22 時効日、23 催告発布日、24 還付充当日、25 納付区分、26 最終領収日、27 交渉記録、28 猶予状況、29 納付履歴、30 調査結果	
記録範囲	納税（納付）義務者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人から聴取、国税徴収法第 141 条に基づく調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）八幡平市長 （所在地）岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		